

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		認可外保育施設に対する事業停止命令又は施設閉鎖命令	
根拠法令及び条項		児童福祉法第59条第5項及び第6項	
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）「別紙」認可外保育施設指導監督の指針に掲げる基準		
処分基準 設定年月日	令和4年11月17日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 こども教育保育課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。